

日本学生支援機構給付奨学生の推薦基準について（平成30年度版）

愛知県立木曾川高等学校

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の募集する給付奨学生採用候補者については、本推薦基準に基づき、本校に設置する進路推薦委員会において、機構の指定する人数の範囲内で該当者を選考し、機構に推薦するものとする。

（1）人物について

学校生活全般において、言動や姿勢が模範的で、給付奨学生としてふさわしい人格を持ち、また、学修意欲が旺盛で、進学後も将来の目標に向かって積極的に自己研鑽に努め、社会に貢献する人物となり得ると見込まれること。

（2）学力及び資質について

① 社会的養護を必要とする生徒等（注）の場合

特定の分野において優れた資質能力を有する、または進学後の学修に意欲があり、進学後に優れた学修成果をあげるのが見込まれること。

② 社会的養護を必要とする生徒等以外の場合

以下のア・イのいずれかに該当すること。

ア 本校生徒として十分に満足できる学習成績を収めていること。

（1・2年生の評価総平均が3.5以上であることが望ましい。）

イ 部活動・生徒会活動・ボランティア活動等で大変優れた成果を収め、概ね満足できる学習成績を収めていること。

（1・2年生の評価総平均が3.0以上であることが望ましい。）

（3）家計について

① 社会的養護を必要とする生徒等（注）の場合

以下のア・イいずれにも該当すること。

ア 生徒が18歳時点で、以下（注）の施設等に入所している、または入所していると見込まれること。および入所していたのが確認できること。

イ 本人の資産が資産基準額（本人：1250万円）以下であること。

② 社会的養護を必要とする生徒等以外の場合

以下のア・イいずれかに該当すること。またイにおいてはa・bの要件をすべて満たすこと。

ア 奨学金申込日において生活保護費を受給していること。

イ 奨学金申込年度の課税証明書において市区町村民税所得割を課されていないこと。

a 認定所得金額が第一種奨学金収入基準以下であること。

b 本人および家計支持者の資産の合計額が資産基準額（家計支持者が2人の場合：2000万円、1人の場合：1250万円）以下であること。

(注)「社会的養護を必要とする生徒等」とは、申込時に以下の施設等に入所等している（18歳時点で入所等していた、またはしていることが見込まれる）生徒等をいう。

- ①児童養護施設
- ②児童心理治療施設
- ③児童自立支援施設
- ④児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を営む者
- ⑤小規模住居型児童養育事業を営む者
- ⑥里親

※「教育資金の一括贈与」について

祖父母（贈与者）から子・孫（受贈者）名義の金融機関の口座等に、教育資産として、子・孫ごとに1500万円（学校等以外の者に支払われるものについては500万円を限度）まで一括して拠出した場合は、非課税となりますが、この贈与を受けているかどうかは推薦要件として考慮します。

学生支援機構においてガイドラインの改正が実施された場合、今後本ガイドラインの内容に変更があることがあります。